

長野県立大学 新型コロナウイルス感染対策方針について (Ver. 2)

(一学期中の対応)

- ※ 下線部が Ver. 1 からの変更内容
- ※ 本方針の対象は学生及び教職員
- ※ 本方針は随時改訂する

1 対策理念

- (1) 学生及び教職員の生命と健康を守ることを最優先とする
- (2) 学生が安全で継続的に教育を受けられるようにし、本学の理念を追求する教育を提供する

2 対処姿勢

- (1) 県内、長野市内の感染状況（①感染状況が拡大傾向にある地域、②感染状況が収束に向かい始めている地域並びに一定程度に収まってきている地域、③感染状況が確認されていない地域）を十分踏まえながら、国、県の情報に留意して対策を実施する
- (2) 全国から学生が集まる、講義室内が密になりやすい等の大学特有のリスクを考慮して対策を実施する
- (3) 本学の対策本部会議は週一回定期的に開催し、急を要する場合はメール審議を含めて対応する
- (4) 教職員及び学生に対して、迅速な情報提供に努める
- (5) ホームページを活用して外部への情報提供に努め、本学の感染防止対策への理解を求める

3 感染拡大防止の共通措置

- (1) 3つの密（密閉・密集・密接）の回避
密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、密集場所（多くの人が密集している）、密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や共同行為が行われる）を徹底的に回避する対策を実施
- (2) 国が示す「新しい生活様式」の実践
感染防止の3つの基本（①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い）及び感染流行地域への移動を控えるなど移動に関する感染対策を徹底

4 授業体制

- (1) 1学期については、全学部・学科についてオンライン授業とする
- (2) オンライン授業の体制構築
・PCを持っていない学生にはPCを貸与、インターネット環境がない学生にはルーターを貸与

- ・ FD・SD委員会による「オンライン授業ガイド」の作成
- ・ 教務委員会に、オンライン授業課題検討部会を設置し、検討部会によるオンライン授業ヘルプデスクを設置
- ・ 学生又は教員からの接続に係るトラブルについては、学務課教務係に専用回線を引き、ホットラインを設置して対応

5 生活一般における感染防止措置

- (1) 「健康観察シート」に毎朝の検温結果及び風邪症状の有無を記録し、体調の確認を行う
- (2) 濃厚接触者の疑いや濃厚接触者となった場合、PCR検査の対象となった場合は、令和2年5月1日付け通知に沿って学生サポートセンターへ連絡し、指示に従う
- (3) ハンドソープでしっかりと泡立てて手を洗うことや咳エチケットを徹底する
- (4) 抵抗力・免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がける
- (5) 5月25日の緊急事態宣言解除の際に特定警戒都道府県であった5都道県（北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）への移動・往來の自粛をする

6 三輪キャンパス内での感染防止

(1) 入構対応

- ・ キャンパス内の入り口をすべて閉鎖
- ・ 学生は事前連絡の上、インターホンで職員を呼びだし入館
- ・ 教職員は北又は西エントランスから教職員証を利用して入館
- ・ 学生サポートセンターへの相談、図書館の利用は事前申込制

(2) 業者対応

- ・ 清掃、生協等の業者における感染防止対策を確認し、必要な対策を要請
- ・ 外部の業者との面会、打合せ等については、可能な限り電話やメールにて行い、それが不可の場合は、事前に日程を調整して十分な対策を行ったうえで、短時間で行う

(3) その他

- ・ 清掃業者による手すりやドアノブ等共有部分の消毒を実施
- ・ 当面の間、三輪及び後町キャンパスにおける施設の貸し出しは行わない

7 寮における感染防止

(1) ユニット内の生活

- ・ 毎朝検温し（体温計は各自持参）、検温結果を一覧表に記録する（管理人が確認し、学生サポートセンターに報告）
- ⇒ 体調不良時（軽い風邪症状）は管理人に連絡し、速やかに療養用ユニットに移る
- ・ 寮生に消毒液の作り方及び消毒箇所を説明し、消毒液を使用して共用部分（手を触れる箇所）の消毒を寮生が定期的実施する
- ・ ユニット内の共用スペースの利用は、必要最小限の時間、人数とする（食事も可

可能な限り居室でとる)

- ・共用スペースを利用する場合には、定期的に換気を行うとともに、可能な限りマスクを着用する

(2) 体調不良者への対応

- ・男女別で体調不良者のための療養用ユニットと濃厚接触者のための待機用ユニットを準備し、トイレや洗面台、シャワー、冷蔵庫は使用者を固定する
- ・6ユニットを療養用とし、1ユニット2名を定員とする（感染管理のためトイレの個数に人数を合わせる）

(3) 共用施設の利用制限

- ラーニングハブ、ラウンジ：飲食や対面での長時間の使用を禁止
- キッチンスタジオ：当面の使用を禁止
- ミーティングルーム、レクチャーホール：当面の使用を禁止

(4) 朝食（ケータリング）

- 個包装した食事を居室でとる（ラウンジは使用しない）

8 課外活動での感染防止

(1) サークル活動

- ・サークル活動については、禁止とする

(2) アルバイト

- ・3つの条件（密閉空間、密集場所、密接場面）が重なるアルバイトは極力避けることとし、やむを得ない場合には、手洗い等の予防策を徹底する
- ・寮生については、アルバイトの内容を大学に報告する

(3) 海外渡航

- ・海外渡航については、今後当面の間、原則、自粛や延期を検討する
- ・海外渡航が必要な場合には、必ず事前に報告する
(報告先 ⇒ 教職員：所属長及び総務・経営企画課、学生：学生サポートセンター)

9 教職員の服務等

- ・「健康観察シート」に毎朝の検温結果及び風邪症状の有無を記録し、体調の確認を行う
- ・発熱、咳などの風邪症状がみられる場合、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合には特別休暇等を取得する
- ・濃厚接触者の疑いや濃厚接触者となった場合、PCR検査の対象となった場合は、令和2年5月1日付け通知に沿って連絡し、指示に従う
- ・事務局職員については、満員電車等を避けるため、自家用車による通勤を認め、時差出勤及びテレワークを推進